

原告適格(2)

(百選「Ⅱ-175」～「Ⅱ-178」)

問題001

森林法10条の2に基づく林地開発許可処分について、森林法10条の2第2項1号および同項1号の2は、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害防止機能という森林の有する公益的機能の確保を図るとともに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害による被害が直接的に及ぶことが想定される開発区域に近接する一定範囲の地域に居住する住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解すべきである。

001 解答：妥当である。(Ⅱ-175)

問題 002

森林法10条の2に基づく林地開発許可処分について、森林法10条の2第2項1号および同項1号の2の規定を、周辺住民の生命、身体の安全等の個々人の個別的利益を保護すべき趣旨と解することは困難であり、本件開発行為の区域周辺に居住する者は、当該許可処分の取消しを求める原告適格を有しない。

002 解答：誤り

本件開発行為の区域周辺に居住する者の原告適格を認めた。(Ⅱ－175)

問題 003

森林法10条の2に基づく林地開発許可処分について、森林法10条の2第2項1号および同項1号の2の規定から、周辺住民の生命、身体の安全等の保護に加えて周辺土地の所有権等の財産権までを個々人の個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むことを読み取ることは困難である。

003 解答：妥当である。(Ⅱ－175)

問題 004

森林法10条の2に基づく林地開発許可処分について、本件開発区域内またはその周辺に所在する土地に立木を所有する者及び同区域を水源とする河川から取水して営農している者は、当該許可処分の取消しを求める原告適格を有する。

004 解答：誤り

原告適格を認めなかった。(Ⅱ－175)

問題 005

建築基準法59条の2第1項に基づく総合設計許可処分について、同項は、当該許可に係る建築物の倒壊、炎上等による被害が直接的に及ぶことが想定される周辺の一定範囲の地域に存する他の建築物についてその居住者の生命、身体の安全等及び財産としてのその建築物を、個々人の個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むものと解するのは困難である。

005 解答：誤り

個々人の個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むものと解すべきであるとした。(Ⅱ－176)

問題 006

建築基準法59条の2第1項に基づく総合設計許可処分について、当該許可に係る建築物の倒壊、炎上等により直接的な被害を受けることが予想される範囲の地域に存する建築物に居住し又はこれを所有する者は、総合設計許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有せず、その取消訴訟における原告適格を有しないと解するのが相当である。

006 解答：誤り

法律上の利益を有し、原告適格を有するとした。

(Ⅱ－176)

問題 007

都市計画事業の認可に関する規定の趣旨及び目的にかんがみれば、事業地の周辺地域に居住する住民に対し、違法な事業に起因する騒音、振動等によってこのような健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないという具体的利益を保護しようとするものと解せられ、この具体的利益は、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものといわざるを得ない。

007 解答：妥当である。(Ⅱ－177)

問題 008

都市計画事業の事業地の周辺に居住する住民のうち、健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該事業の認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、原告適格を有する。

008 解答：妥当である。(Ⅱ－177)

問題 009

鉄道事業に係る関係地域外に居住するものは、本件鉄道事業認可の取消しを求める原告適格を有すると解することはできない。

009 解答：妥当である。(Ⅱ－177)

問題 010

鉄道事業に関連した付属街路事業の認可によって、本件付属街路事業の事業地内の不動産につき権利を有しない者といえども、本件付属街路事業の実施によって健康または生活環境に係る著しい被害を直接的にうけるおそれがあるのであり、本件付属街路事業認可の取消しを求める原告適格を有する。

010 解答：誤り

本件付属街路事業の実施によって健康または生活環境に係る著しい被害を直接的にうけるおそれがあると認めることはできず、本件認可の取消しを求める原告適格を有しないとした。(Ⅱ－177)

問題 011

自転車競技法4条2項に基づく場外車券販売施設の設置許可処分について、当該施設の設置、運営により、直ちに周辺住民等の生命、身体の安全や健康が脅かされたり、その財産に著しい被害が生じたりすることまでは想定し難く、法が生活環境に関する利益について周辺住民等の個別的利益としても保護する趣旨を含むと解するのは困難である。

011 解答：妥当である。(Ⅱ－178)

問題 012

自転車競技法 4 条 2 項に基づく場外車券販売施設の設置許可処分について、当該施設の周辺において居住し又は事業(医療施設等に係る事業を除く)を営むにすぎない者や、医療施設等の利用者は、当該処分の取消しを求めるにつき原告適格を有しない。

012 解答 : 妥当である。(Ⅱ - 178)

問題 013

自転車競技法 4 条 2 項に基づく場外車券販売施設の設置許可処分について、医療施設等を開設する者は、原告適格を有しない。

013 解答 : 誤り

医療施設等を開設する者のうち、当該施設の設置、運営に伴い著しい業務上の支障が生ずるおそれがあると位置的に認められる区域に開設する者については、原告適格を認めた。(Ⅱ - 178)

問題 014

自転車競技法4条2項に基づく場外車券販売施設の設置許可処分について、法令が当該施設周辺の居住環境との調和を求める趣旨を含む規定であると解したとしても、そのような観点からする規制は、基本的に、用途の異なる建物の混在を防ぎ都市環境の秩序ある整備を図るといふ一般的公益を保護する見地からする規制であり、そこから、場外施設の周辺に居住する者等の具体的利益を個々人の個別的利益として保護する趣旨を読み取ることには困難である。

014 解答：妥当である。(Ⅱ－178)